

研究事業名：厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
研究課題名：先進諸国の社会保障改革の転換に関する調査研究

平成 10 年度 研究報告書

先進諸国の社会保障改革の転換に関する調査研究

主任研究者 塩野谷祐一
分担研究者 後藤玲子

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（総括）研究報告書

先進諸国の社会保障改革の転換に関する調査研究

研究期間＝1996-1998年

研究年度＝1998年

主任研究者 塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所）

A.研究目的

近年、先進諸国は少子高齢化、高失業率、低経済成長率などの共通する経済的・社会的問題状況の中で、様々な社会保障改革に着手している。本研究は、それらの社会保障改革の本質的な特徴・問題点ならびに福祉国家の展望に関して、規範的に分析することを目的とする。平成10年度は、とりわけ、近年の先進諸国の社会保障改革の動向・意義に関する国別・制度別分析を踏まえて、先進諸国の社会保障制度の経済的・倫理的な存立基盤を解明することに焦点があてられた。

B.研究方法

経済的基盤の解明に関しては、異なる社会保障制度の中に混在している目的と機能を、再分配に関する2つの異なる概念、すなわち「個人内再分配」と「個人間再分配」という2つの概念によって切り分けるというアプローチがとられた。また、倫理的基盤の解明に関しては、「手続きの保証と帰結の保障」あるいは「機会の保障と結果の保障」などの対概念をもとに、先進諸国の福祉改革にみられる社会的価値（自由の諸観念の他、家族の絆、decentな社会等）を抽出し、福祉国家システム体系を構造的に分析するというアプローチがとられた。

C.研究成果

社会保障の有する再分配機能は、その基本的性質において大きく2つに分けられる。一つは、個人内再分配、すなわち個々人のライフサイクルの異なる時点間で行われる再分配（例えば、就労期に稼得した所得の一部を、退職期の消費のために保留すること）である。他の一つは、個人間再分配、すなわち異なる個人の間でなされる所得移転（例えば、個人の予測する危険確率とは異なる保険料が一律に課されることによるリスクの再分配、あるいは、所得に応じて保険料を調整することによる所得の再分配）である。各国の年金、医療、公的扶助等の社会保障制度には、いずれもこのような2つの機能が併存しているが、どちらの機能により比重をおくかに関しては、制度別に、また国別に異なる特徴を持ってい

る。さらに、近年の社会保障改革の主要な争点は、はたして2つの機能のいずれに対してより大きな比重をおくべきかという問題に関する規範的判断の相違に求められる。

D. 考察

福祉国家において社会的にコミットすべき「福祉」とは、個々人の自律的な活動の帰結ではなく、活動のプロセスあるいは機会に深く関連するものであり、また、福祉を改善する「社会的コミットメント」とは、個々人の自律的な活動を支える条件を保証するための諸条件を包括的に提供するものでなければならない。そのような諸条件としては、選択の自由、公正な機会、参加の権利、ならびに最小限の基礎的潜在能力の保障を挙げられる。また、これらの諸条件を具体化する制度として、競争メカニズムをメイン・システムとし、競争政策、コーディネーション・システム、社会保障システムをサブシステムとする社会体系が構想される。福祉国家とはこれらのシステムを体系化する複合的なシステムに他ならない。

E. 結論

福祉国家システム全体の多層性と各々のシステム・サブシステムの多層性を捉える統一的なフレームワークが構想されたこと、また、先進諸国の社会保障改革の動向を総括しつつも、それらを乗り越える視点、すなわち福祉国家の向かうべき将来的な展望を指し示すような経済的・倫理的観点が提出されたことが本年度の研究の最大の収穫である。そのような成果は、本研究所主催の「厚生政策セミナー」として、本年3月に広く公開された。

F. 研究発表

1. 論文発表

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』1、『イギリス』（共編）、東京大学出版会(1999.3)

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』2、『ニュージーランド・オーストラリア』（共編）、東京大学出版会(1999.3)

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』3、『カナダ』（共編）、東京大学出版会(1999.5)

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』4、『ドイツ』（共編）、東京大学出版会(1999.6)

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』5、『スウェーデン』（共編）、東京大学出版会(1999.7)

塩野谷祐一、『先進諸国の社会保障』6、『フランス』（共編）、東京大学出版会(1999.9)

塩野谷祐一、「高齢者医療制度改革の方向」『社会保険旬報』（1999.1.1）

塩野谷祐一、「社会保障の倫理的基礎を求めて」『生活と福祉』（1999.1）

Gotoh, R. and N. Yoshihara(1999) : "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice: Formalizing Needs Principle," Harrie de Swart ed. *Logic, Game Theory and Social Choice, Proceedings of the International Conference, LGS '99, May 13-16, 1999, Tilburg, Netherlands*: Tilburg University Press.

Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara (1999): "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," Discussion Paper No.379, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi university.

Suzumura, K and R. Gotoh (1999): "Freedom, Well-Being and the Welfare State," paper presented at the Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires, August 23-27.

2. 学会発表

The 1999 Conference on Studies in Economic Ethics and Philosophy (at Kyoto, 1999年3月10日)において次の論文を発表。"Trust as a Virtue"

社会保障政策研究会（於：大阪大学社会経済研究所、1999年7月16日）において以下の論文を発表。
後藤玲子「公正な社会保障システム」

日本経済学会（於：東京大学、1999年10月16日）において、以下の論文を発表。

Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara (1999): "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," Discussion Paper No.379, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi university.

潜在能力理論に基づく社会保障システム

要旨：結婚や出産、就労などの選択に関する個々人の選択の自由を尊重しつつ、異なる能力や障害・疾病等をもつ社会構成員の福祉を高めるためには、はたしていかなる資源配分システムを設計したらよいただろうか。本研究は、社会保障の本質的特徴を資源の個人間再配分と捉えたうえで、資源配分の目標である個々人の福祉に関して現代民主主義社会の人々に広く合意されるようなリスト及びそのようなリストに対応する具体的な社会保障システムを設計するための基本的枠組みを考察することを目的とする。その中心的課題は、一方で、個人の自律的選択行動を尊重し、他方で、すべての個人にとって価値ある最小限の福祉を社会的に保証するような資源配分方法を考案することにある。

本研究は、福祉の特定化に際して A. Sen の潜在能力アプローチを採用する。潜在能力 (capability) とは外的資源を消費能力によって変換することによって達成可能となる機能 (functionings) の集まりである。機能とは、資源を利用することによって個人が獲得する行いや在りよう (doings, beings) の組み合わせ (ベクトル) と定義される。本研究では、機能を大きく次の2つの範疇に分類し各々の機能に適した資源配分方法を考察した。①教育機能(having education)および就労機能(working) ②その他の自立的生活機能。それは次のような理由による。1) 教育機能の達成は生産や消費における資源利用能力を形成する。他方、就労機能の達成は個人の形成した生産技能の社会的発現を可能とする。それらの機能はそれ自体、善きものとして価値を有するのみならず、他の生活機能を市場で獲得することを可能とする汎目的的手段であることから、よりベーシックな機能として、その他の機能一般から区別される。2) 個々人の目的の多様性を前提とするとき、特定の機能の達成を保障するのではなく、複数の機能の達成機会 (潜在能力) を保障するという視点が重要となる。ただし、教育機能・就労機能に関しては、その他の機能との代替を不可とする独自の保障システムを作ることが要請される。機能に関するこのような基本的区分のもとで、本稿の中心的課題は、自立的生活機能に関する公正な保障システムを考案することにおかれる。

*本稿の作成にあたって、鈴木興太郎教授 (一橋大学経済研究所) から有益なご助言を頂いたことに心より感謝申し上げます。また、関連する議論の共同研究者である吉原直毅助教授 (一橋大学経済学部) に心より感謝申し上げます。また、補論の作成にあたって、ご協力頂いた栗林寛之氏 (一橋大学博士課程、ケンブリッジ大学) に心より感謝申し上げます。

1. はじめに

1) 問題の所在

所与の資源のもとで、その利用の仕方を変えることによって、複数の機能を達成することが可能となる。その可能性の豊かさを決めるうえで、どのような機能を達成したいか、そのために資源をいかに利用したらよいかに関する個々人の意思や判断は重要な要因である。だが、そればかりではない。たとえ、機能の達成や資源の利用の仕方に関する意思や判断が同一であったとしても、個々人が実際に達成しうる機能の可能性は、資源の利用に関する個々人の能力や資質に応じて異なるものとなるだろう。

潜在能力理論は、個々人のおかれた状況に関して、資源そのものの賦与量や資源から得られた主観的満足の相違ではなく、資源の利用によって個々人が達成しうる機能に注目するものである。何らかの資源（再）配分政策を実行する際には、機能の達成可能性に関する個人間の相違を情動的基礎とすることが要請される。その背景にはひとの生や人格に関する次のような考え方が存在する。ひとは、心身の発達とともに、多様な善の観念を構想していく。善とはひとにとっての善きもの、文化的・宗教的・道徳的その他様々な局面において価値あるものである。ひとは、そのような観念のもとでライフプラン、諸財に対する選好や趣向、道徳判断や感情などを形成する。また、自己のライフプランを追求するプロセスにおいて、経済活動その他の多様な活動の基盤となる心身の能力をさらに発達させていく。機能とは、ひとの多様な諸活動を支える基礎的な働きを表す概念に他ならない。

個々人の構想する善の観念や個々人の追求するライフプランが個人間で多様であるように、個々人の形成する能力や選好も多様であろう。現代の民主主義社会が共通に掲げる原理の一つは、そのような多様性をもつ個々人の自律的意思に基づく主体的活動を妨げないこと—センはそれを行為主体的自由と呼んだ—である。潜在能力理論もまた、そのような自由の保証を理論前提とする。だが、同時に、個々人は、少なくとも同一の社会の同一の歴史的段階においては、多様な諸活動を支える基礎的な機能を、最小限共通に必要とするのではないか。例えば、栄養を吸収すること、移動すること、会話をすること、文章を構成すること、意見を表明すること…。

それらの中のいくつかは社会的・歴史的相違を越えた普遍的必要性をもつと考えられるであろう。また、それらの中のいくつかは社会的・歴史的相違に応じて異なる必要性の度合いをもつであろう。あるいは、それらの中のいくつかは特定の社会においてのみ特有の必要性を認知されるかもしれない。さらに、そのような必要性は個々人の追求するライフ

プラン、目的、あるいは活動内容に応じて異なる可能性がある。また、個々人は、客観的な必要性を越えて、諸機能に異なる主観的意味を付与するかもしれない。

潜在能力理論は、このように、自律的活動主体であるひとの基礎的働きの一部であるという意味を内包し、客観性と主観性、普遍性と特殊性の双方にまたがる外延的性質をもった機能概念こそを個人的境遇の指標とするものである。この点において、潜在能力理論は厚生経済学史上、画期的な意義を有するとともに、操作可能な方法で定式化しようとする際には、いくつかの理論的問題に直面せざるをえないのである。

本稿は、潜在能力理論の福祉政策への実証的な適用を目標として、機能概念を操作的に定式化するための方法的枠組みを解明することを目的とする。

2) 機能の基本的区分

センの潜在能力理論によれば、個人の福祉的自由は個々人の達成可能な様々な機能(functionings)の集合として定義される。本研究はその定式化にあたって、機能を大きく2つの範疇に分類する。一つは、教育(having education)および就労(working)であり、他の一つは、それ以外の機能一般（以下ではこれを自立的生活機能と呼ぶ）である。教育は個々人の生産や消費における資源利用能力を形成し、就労は個人の形成した生産能力の社会的発現を可能とする。それらの機能はそれ自体、善きものとして価値を有するのみならず、他の諸機能の獲得を可能とする汎目的的な手段であることから、よりベーシックな機能として、その他の機能一般から区別される。

機能のこのような分類法は、ロールズの正義の第二原理に対応する。ロールズの正義の第二原理によれば、人々は第一に、出生の地位・階層、性別、国籍等を理由に教育・就労に関する自由な選択が阻まれないこと、また、多様な生来的資質を開発するに適した教育の機会、さらには、開発された多様な能力を社会的・経済的に発現させるような就労の機会をもつことを公正に保証されなければならない（「公正な機会均等原理」）。

人々は第二に、個々人の獲得しえた多様な能力・職種のもとで、所得や富などの資源によって達成可能となる機能の機会に関して、公正な価値を保障されなければならない（「所得と富に関する格差原理」）。その理由は次の通りである。教育・就労の公正な機会均等は、個々人の主体的活動の機会や意欲を阻む社会的偶然の是正を意図するものであった。だが、それは生来的資質の相違や不慮の事故などの自然的偶然、あるいは、それらに起因する漸次的な就労意欲の喪失に対して何ら効力をもたない。したがって、自然的不平

等のもたらす累積的な影響を制度的にコントロールすること、個人の自尊の喪失を防ぎ、主体的活動の契機を再度創出するような諸政策が必要とされるのである。

2つの種類の機能は、異なる目的と方法をもった保障システムを要請すると考えられる。本稿の分析の中心は、自立的生活機能の保障システムを設計することにおかれる（3節、4節、5節）。教育と就労保障のシステムに関しては、自立的生活機能の保障システムとの関連でその特徴を明らかにするに留めたい（6節、7節）。

3) 自立的生活機能の規定要因

教育と就労を除く自立的生活機能は個別多様な内容から構成される。ただし、社会保障の対象とすべき内容は、当該社会の構成員にとって共通に基本的重要性をもつ機能種目に限定され、それらは少なくともある社会、ある時代毎に特定化可能であると仮定される。以下のモデル¹においては、一つの社会を固定し、そこで特定化された機能種目から構成される機能空間のみを考察の対象とする。

各機能種目は、財利用能力と2つの資源（余暇時間と所得）によって、その達成水準が規定されるものとする。これらの要因はいずれも、機能種目に対して単調性の性質をもつと仮定される。すなわち、財利用能力の増加は各機能種目の達成水準を高める。余暇時間の増加、あるいは所得の増加もまた、各機能種目の達成水準を高めるものとする。

このような定式化に関しては、いくつかの注記が必要である。まず、第一に、伝統的な厚生経済学によって用いられてきた<所得>あるいは<効用>概念との関連について。第二に、就労という機能の扱いについて。第三に、個々人の行為主体的自由、とりわけ個人の人格的統一性との関連について。

第一の問題から論じよう。たとえ所得と余暇時間が同一であったとしても財利用能力がより小さい個人の潜在能力はより小さい。財利用能力と所得が同じであったとしても余暇時間がより小さい個人の潜在能力はより小さい。所得は、より客観的な指標ではあるものの、財利用能力や余暇時間に関する個人の多様性を反映しえない。他方、たとえ個々人の状態に対する効用（utility）が同一であったとしても、現実には達成された機能あるいは潜在能力が同一であるとは限らない。反対に、達成された機能あるいは潜在能力が同一であったとしても、同一の効用がもたらされるとは限らない。効用は、個々人の目的や価値

¹ 以下のモデルは、Gotoh, R. and N. Yoshihara(1999)によって最初に提出された。

に関する多様性を反映するものの客観的指標たりえない。

それらの指標に対して、機能あるいは達成可能な機能の集合である潜在能力は、財利用能力の差異、あるいは労働時間の選択（余暇時間の賦与）に関する個人の多様性を反映しつつも、その評価基準を個人の主観性ではなく、当該社会において最小限合意可能な社会的評価に求めるものである。

続いて第二の問題に関して。潜在能力を構成する機能種目はいずれも余暇時間に対して単調性をもつという仮定より、潜在能力の定義においては就労(working)という機能を考慮する余地はない。伝統的な経済学に従えば、就労は、余暇時間を犠牲にして産出物を増加するための手段に他ならないから、このような定義に何ら問題はない。だが、就労は、それ自体、人間が獲得すべき自立的機能の一つであるという議論も存在する²。

この問題に対する本研究のスタンスは、先述したとおり、就労機能と教育機能(having education)を他の様々な自立的な生活機能から区別されたものとして扱い、異なる目的と方法をもった独自の保障システムを考えるというものであった。自立的な生活機能から構成される潜在能力の保障は、教育機能や就労機能の達成に関する機会均等のもとで、なお残る帰結的な潜在能力の不足が中心的課題とされるのである。

最後にこのような定式は、個人の属性そのものを社会的に評価するものではないことに注意しよう。個々人の属性は、たとえそれが偶然的要因に規定されたものであったとしても、本人の人格(personality)を形成し、互いに通約不可能な(non-commensurable)価値をもつ。したがって属性そのものに対する社会的評価の形成とそれに基づく政策は、いかなるものであれ、「人格の統一性」(integrity of the person) が要請する自由³に反するおそれがある。それに対して、ここでいう機能とは個々人の属性そのものではなく、属性が生み出す価値の一部である。したがって、機能ならびにその達成手段としての資源利用能力に関する社会的評価の形成は、政策目的との関係で、その限りで許容されうると考えられる。

3. 基本モデル—潜在能力概念の定式化

² 例えば、M. Bergner の作成した"The Sickness Impact Profile"の中には、"Work (I am not working at all)"という項目が入れられている (Brock, 1993)。また、スウェーデンで作成された Swedish Level of Living Surveys には、employment, education, skills が入れられている(Erikson, 1993)。

³ Rawls, 1982, p162.

n 人の構成員からなる社会 $N=\{1,\dots,n\}$ ($n\geq 2$) を想定する。社会には、人々の供給する労働時間 $x\in R_+$ と労働によって協同的に生産される産出物 $y\in R_+$ という2つの財が存在する。すべての個人は同一の消費集合 $[0,\bar{x}]\times R_+$ を有し、ある個人 i の消費ベクトルは $z_i=(l_i, y_i)$ と記述される。ただし、 $l_i=\bar{x}-x_i$ は彼の余暇時間を、 y_i は彼の分配分を表すものとする。

個々人は、産出物を生産する技能水準 s と産出物を消費する資源利用能力 a によって特徴づけられる。ここでは、教育・訓練、就業等の選択が終了し、 a と s に関しては、もはや個人の選択・変更の余地がないと仮定する。ただし、個々人の資源利用能力 a および技能水準 s は、いずれも共通の指標によって比較可能であるとし、前者の普遍集合を個人間で共通な集合 $A\subseteq R$ によって、後者の普遍集合を個人間で共通な集合 $S\subseteq R_+$ によって表すものとする。かくして、個人 i の特徴は $(a_i, s_i)\in A\times S$ によって記述される⁴。

生産プロセスは生産技術 $f: R_+ \rightarrow R_+$ によって記述される。ただし、 f は連続的、かつ増加的な性質を持ち、 $f(0)\geq 0$ であると仮定する。このような性質をもつ生産技術の集合を F で表す。

ここで、社会構成員の客観的特徴を表すベクトル a, s 、および生産技術 f から構成されるリスト $e=(a, s, f)\in E:=A^n\times S^n\times F$ をもってある一つの環境を定義する。また、環境 e のもとで実行可能なある配分を、「 $f(\sum_n s_i x_i)\geq \sum_n y_i$ をみたすベクトル $z=(z_1, \dots, z_n)\in([0, \bar{x}]\times R)^n$ 」と定義し、環境 e のもとで実行可能となる配分の集合を $Z(e)$ によって表す。

さて、このような基本モデルのもとで、次には、個々人の客観的かつ個別的な境遇を捉える指標を作ろう。いま、当該社会において m 種類の機能種目が特定化されたとする。それらは、少なくともその社会の構成員であり続けるために不可欠であり、社会的に考慮すべき事項であることが人々によって合意されている。各々の機能種目に関する個々人の達成値は基数的に測定可能であり、また個人間で比較可能であるとする。このような仮定

⁴ 生産技能と資源利用能力の間に次のような関数関係が存在することは十分に想定される。 $s_i=s_i(a_i)$ 。だが、単純化のために、本稿においては、そのような想定をとらなかった。本稿の主要な結論は、そのような単純化によってかわるものではない。

のもとで、機能種目 k のある達成値を $b_k \in \mathbb{R}$ 、個人 $i \in \mathbb{N}$ が達成した基本的機能ベクトルを $b_i = (b_{i1}, \dots, b_{im})$ と記述する。

各機能種目は、2つの資源（余暇時間と分配分）を個々人の有する資源利用能力で変換することによって達成される。それらの関係を、 $c_k(a, l, y) = b_k$ ($k=1, \dots, m$) であるような関数 $c_k: A \times [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+ \rightarrow \mathbb{R}$ によって表し⁵、以下では、これを利用関数と呼ぼう。

このとき、所与の $a \in A$ 、 $z = (l, y) \in [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+$ のもとで達成可能な機能（ベクトル）の集合は以下のような集合 $C(a, z)$ として表される⁶。

$$C(a, z) = \{b \in \mathbb{R}^m \mid \exists \bar{z} = (\bar{z}^1, \dots, \bar{z}^m), \sum_{k=1}^m \bar{z}^k \leq z, c_k(a, \bar{z}^k) = b_k (\forall k)\} \quad (1)$$

集合 $C(a, z)$ は、ある定まった資源と資源利用能力のもとで、 m 種類の機能種目に対する、資源（余暇時間と分配分）の振り分け方に応じて達成可能となる機能（ベクトル）の集合を表している。これを潜在能力と定義しよう。

環境 $e = (a, s, f) \in E$ のもとで実行可能な潜在能力の割り当ては、ある実行可能な配分 $z = (z_1, \dots, z_n) \in Z(e)$ のもとで実現される潜在能力のリスト $(C(a_1, z_1), \dots, C(a_n, z_n))$ として記述される。

このような指標を用いるとき、社会保障で問題とされる「ナショナルミニマム」あるいは「最低限度の生活」は、所与の環境、ある資源配分のもとで実現された、個々人の潜在能力の共通部分集合（以下では、これを共通潜在能力と呼ぶ）として定式化することが

⁵ 関数 c_k は凹性をもち、 $A \times [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+$ 上で強単調性をもち、また、任意の $a \in A$ に対して、 $c_k(a, \cdot)$ は $[0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+$ 上で連続性をもつものとする。さらに、あらゆる $(a, l) \in A \times [0, \bar{x}]$ に対して、 $c_k(a, l, 0) = 0$ であり、かつ $\lim_{t \rightarrow \infty} \frac{c_k(a, l, ty)}{t} = 0$ であるとする。

⁶ 利用関数 c_k に関する上記の仮定より、潜在能力対応 $C: A \times [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+ \rightarrow \mathbb{R}^m$ は以下のような性質をもつことが確認される。

- ① あらゆる $(a, l) \in A \times [0, \bar{x}]$ に対して、 $C(a, l, 0) = \{0\}$ 。
- ② $(a, z) \leq (a', z')$ ならば、かならず $C(a, z) \subseteq C(a', z')$ である。
- ③ あらゆる $(a, z) \in A \times [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+$ に対して、 $C(a, z)$ は \mathbb{R}^m 上において有界、閉、包括性 (comprehensive)、凸の性質をもつ。

可能となる。さらに、社会保障の帰結的な目標を次のように表現することが可能となる。はたして、いかなる共通潜在能力を実現することが社会的に望ましいか。

4. 行為主体的自由を尊重する資源配分ルール

上記の潜在能力の定義は、環境のみならず、余暇時間と産出物の配分という資源の配分を所与とした際に、個々人が選択しうる機能（ベクトル）の集合をあらわすものであった。ところで、資源の配分は、環境を所与として、配分ルールや個々人の供給する労働時間に依存して決定される。本節の課題は、帰結的な配分に先立って、行為主体的な自由（選択の自由）の観点から望ましい資源配分ルールのクラスを確定することにある。

はじめに、次のような関数 $h: E \times C^m \times [0, \bar{x}]^n \rightarrow \mathfrak{R}_+^n$ を定義しよう。

任意の環境 $(e, c) \in E \times C^m$ と労働時間プロフィール $\mathbf{x} \in [0, \bar{x}]^n$ に対して、
 $h(e, c, \mathbf{x}) = \mathbf{y}$, ただし、 $(\bar{x} - x_i, y_i)_{i \in N} \in Z(e)$.

関数 h は環境 $e = (a, s, f) \in E$ と個々人の供給する労働時間 $\mathbf{x} \in [0, \bar{x}]^n$ に対して、産出物の実行可能な配分を定める分配ルールである。

分配ルール h の特徴は、第一に個々人の選好の集合が定義域に含まれないこと、すなわち、個人の主観的な厚生（その背景にある個人的な目標・価値観）までを資源配分の情報的基礎とするものではないこと、第二に、個人の供給可能な労働時間の集合が、分配ルールの定義域に含まれ、値域の中に含まれないこと、すなわち、各人は自己の労働時間の供給を通じて産出物の配分の決定に参加可能である一方、労働時間の配分それ自体は社会的な操作事項とされないことを意味する。

そこで、次には、以上のような特徴を備えたまま、各人の選択の自由や労働時間の供給に関する自己決定権等を明示的に表す配分ルールを考察しよう。考察のポイントは、資源配分の決定に関する個々人の権利の領域をいかに表現するかという点にある。この問題に関しては、権利の社会的配分に関する先行研究が存在する。以下では、そこで得られた結論をもとに、貢献メカニズムという資源配分ルールのクラスを定式化しよう。

はじめに資源配分の決定に際して、個々人が選択可能な行動の範囲を個々人の戦略集合 $M = (M_1, \dots, M_n)$ として表そう。続いて、所与の環境と個々人の選択した戦略に対して、

④所与の $a \in A$ に対して、 $C: \{a\} \times [0, \bar{x}] \times \mathfrak{R}_+ \rightarrow \mathfrak{R}^m$ は連続的である。

実行可能な資源配分、すなわち個々人の労働供給時間と産出物の配分を指定する結果関数 $g: E \times C^m \times M \rightarrow ([0, \bar{x}] \times \mathcal{R}_+)^n$ を次のように定める。任意の $(e, c) \in E \times C^m$ と任意の $m \in M$ に対して、 $g(e, c, m) \subseteq Z(e)$ 。

このとき、 M と g によってひとつのメカニズムが定義される。

貢献メカニズムとは、このようなメカニズムのクラスの中で、以下のような条件をみたすサブクラスとして定義される。すなわち、

- 1) 任意の個人 $i \in N$ に対して、 $M_i = [0, \bar{x}]$ 。
- 2) 任意の環境 $(e, c) \in E \times C^m$ と任意の戦略プロフィール $m \in M$ に対して、

$$g_{i1}(e, c, m) = \bar{x} - m_i。$$

このような2つの条件は、資源配分の決定という社会的問題に関して、個々人が選択可能な行動の範囲は個々人の供給可能な労働時間すべてであること、さらに、個人の選択した労働時間はそのまま本人の供給する労働時間として社会的に尊重されることを要請する。上記のように定義された貢献メカニズムの集合を G と表そう。以下で考察する資源配分ルールは、すべて集合 G に属することを共通の特性とする。

5. 行為主体的自由の尊重と共通潜在能力の保障をみたす公正な資源配分ルール

本節の課題は、行為主体的自由の優先性のもとで、4節で定式化した潜在能力指標をベースとする帰結的な観点から望ましい資源配分方法を検討することにある。

はじめに、個人が自己の責任において選択可能な要因である労働時間の供給をポジティブに反映しつつも、選択不可能な要因である技能水準からは独立であり、かつ、資源利用能力に起因する帰結（潜在能力）の相違を補償するような資源配分方法を考察しよう。例えば、以下の4つの条件をみたすような配分ルールを考える。

①任意の2人の個人において、選択可能な要因（このモデルでは労働時間の供給）に相違がない限り、各人の潜在能力が等しくなるように、産出物を補償的に配分する。

②任意の2人の個人において、選択不可能な要因に相違がないならば、各人の選択に応じて（労働時間の供給）に応じて産出物を配分する。すなわち、より多くの労働時間（より少ない余暇時間）に対して、より多くの産出物を、等しい労働時間に対しては等しい産出物を配分する。

③労働時間の変化に対する連帯性の公理：任意の個人の労働時間が増加し、余暇時間

が減少した場合には、潜在能力を指標として、どの個人の相対的位置も変化することがないように資源を配分し直す。

④資源利用能力の変化に対する連帯性の公理：任意の個人の資源利用能力が減少した場合には、潜在能力を指標として、どの個人の相対的位置も変化することがないように資源を配分し直す。

条件①と②より、所与の環境に対して、労働時間と資源利用能力がともに同一である個人間においては潜在能力の平等化が要請される。条件③と④より、本人の選択による労働時間の変化に対しても、不慮の事故による資源利用能力の低下に対しても、個々人の潜在能力上の相対的地位が変化しない限りで、資源の再配分が要請される。したがって、これらの4つの条件をみたすような配分ルールは、所与の環境、所与の労働時間プロフィールのもとで、いかなる個人間においても潜在能力に関する包含関係が存在しないことを要請する強い平等化ルールとなる。それをいま、補償的配分ルール⁷と呼ぼう。

その特徴は、個々人への資源配分の情報的基礎が、事前的な個々人の生産的貢献ではなく、事後的な個々人の状態におかれている点にある。しかも、労働時間の供給という個人責任的要因に応じた報酬を原則とする一方で、帰結的な個人の状態に着目し、個人間の相対的不足を補償するような資源配分を要請する点にある。

これに対して、貢献に応ずる分配方法、すなわち、所与の環境と労働時間プロフィールに対して、より多くの貢献に対してはより多く、等しい貢献に対しては等しく分配するという方法を考える。貢献比例的な配分ルールはその代表例である。本稿において、貢献は技能水準と労働時間の積によって表され、基数的かつ個人間比較可能な指標によって測定可能であると仮定されている。

貢献に応ずる分配は、個々人の技能水準と労働時間の供給をともにポジティブに評価するため、特に技能水準の高い人々の労働供給インセンティブを高める効果をもつと考えられている。また、本研究では技能水準と資源利用能力の形成を既に終了したステージを想定しているが、それらの形成過程を内生的に考察するならば、貢献に応ずる分配は個々人の技能開発インセンティブをより高めることが、必要に応ずる分配は個々人の資源利用

⁷ このように、個人の責任的要因と非責任的要因との区別を行った上で、非責任的要因の相違に基づく帰結を、そして、それのみを完全に補償（平等化）するような配分方法について検討している文献としては、例えば Fleurbaey, 1994 参照。

能力開発のインセンティブを弱めることが予想される。

このような問題をより一般的なフレームワークで論じよう。いま、貢献ルールと補償ルールとを α ($[0,1]$)によってバランス付けるような α 結合ルールを考える。例えば、 α が0ならば貢献ルールを意味し、 α が1ならば、潜在能力平等化ルールを意味するものとする。このとき、潜在能力平等化ルールは、常に、社会構成員間の相対的平等を実現するものの、共通潜在能力の絶対的水準に関しては、むしろ他の α 結合ルールよりも小さな値しか達成しえない場合のあることが理解される⁸。

そこで、次には、所与の環境に対し、 α の変化に伴う個々人の労働インセンティブの変化を予想しつつ、達成される共通潜在能力を最大化するような配分方法を考えよう。これは、ロールズの提唱する格差原理（マキシシミンルール）に他ならない。 α の変化に対して個々人の労働時間が一定ならば、マキシシミンルールは補償的分配ルールと一致する。だが、その目的において両者は明確に区別される。マキシシミンルールの目的は、あくまで、社会構成員が共通に享受する絶対的な保障水準を、所与の社会・経済的諸条件において可能な限り最大化することにおかれる。そこで生ずる社会構成員間の相対的格差は、公正性に反するものとはみなされない。

ところで、 α の値をいかに定めるかは、2つの異なる分配方法をいかにバランス付けるか、その結果、すべての社会構成員が享受する最小保障水準をいかに定めるかという問題に他ならない。格差原理を提唱したロールズの意図は、そのような問題を先験的に決めるのではなく、また、アドホックな政治的判断に委ねるのでもなく、人々の労働インセンティブを含んだ社会的・経済的諸条件の制約下において、常にみたされるべき公正基準として定式化することにあった。「所与の社会的・経済的諸条件の制約下における最小保障水準の最大化」を要請する格差原理は、そのような公正基準の一つに他ならない⁹。

6. 保障方法に関する2つの観点

機能の保障方法に関しては、大きく2つの観点が存在する。一つは、「達成の保障か、

⁸ 数値例に関しては補論参照。

⁹ 本稿の議論は、貢献メカニズムの集合の中で、必要に応ずる配分ルールと貢献に応ずる配分ルールとを結合する α 結合ルールのクラスのみ限定されている。ここでの議論を拡張し、貢献メカニズムの集合全体の中で、ロールズ基準をみたすようなルールをもたらすような "Rawlsian social decision procedure"を定義し、そのようなルールの存在を確認している論文として、Gotoh R., K. Suzumura and N. Yoshihara, 1999 参照。

機会の保障か」という観点であり、他の一つは、「要因選別別保障か、帰結普遍的保障か」という観点である。以下では、2つの観点の特徴を明らかにしよう。

1) 達成の保障か機会の保障か

① 教育・就労機能の保障

- ・達成水準に関する個人の選択の自由が保証されているという意味では機会の保障。
- ・ただし、本人の選択する達成水準に必要な財・サービスが事後的に支給される。他機能に対する資源の代替的利用を許さない (free disposal も含めて) という意味においては機能別の保障。
- ・【例】教育・就労の機会均等のための実質的条件：労働能力・消費能力を開発するための財・サービスの支給。就労する・教育を受けるという機能の達成に必要な財・サービス（通勤費、通学費、教育・就労時間を確保するためのチャイルド・ケア等。
*選好の形成に関する再教育の機会をも含む。 $b_i=c(a, x'-x_i, z_i)$, ただし、 b_i ：就労機能, x' ：就労と就労準備のために固有に使うことのできる時間の合計で、24時間から介護・保育等に必要時間を引いた残り。 z_i ：就労機能に固有に必要な財・サービス（通勤費等）
- ・個々人の目的の多様性を前提とするとき、特定の機能の達成を保障するのではなく、複数の機能の達成機会を保障するという視点が重要となる。ただし、教育機能・就労機能に関しては、個々人の目的の多様性に関わらず、すべての人々に共通する手段的価値であるという点に、達成を保障する（達成に応じて支払う現物給付）正当性が存在する。

② 生活保障

- ・社会的に共通な「最小限」の枠内で本人の目的に応じて機能間の資源の代替的利用を許す。
- ・本人が実際に選択する達成水準からは独立に、社会的に共通な「最小限」の達成水準が保障される。
- ・【例】衣食住機能、移動機能、コミュニケーション機能等

2) 要因選別別保障と帰結普遍的保障

例えば、生産技能も資源利用能力（消費能力）も高い個人と生産技能も消費能力も低い個人が同一の労働時間を選択するケースと生産技能も消費能力も同一である2人の個人が

異なる労働時間を選択するケースという2つのケースにおける資源配分方法を考察しよう。

ここで、労働時間の選択は個人の責任的要因であり、生産技能と消費能力は個人の責任的要因ではないとするならば、消費能力の相違のみに起因する福祉の達成可能性の相違は平等化するものの、個々人の労働時間の相違のみに起因する福祉の達成可能性の相違には社会的中立性を保つことになる。それに対して、生産技能と消費能力もまた個人の責任的要因であると考えれば、資源の補償的配分に先立って、生産技能や消費能力を高めるための機会を提供するに留まるであろう。他方、労働時間の選択もまた、個人の熟慮的な選択を期待できないと考えるならば、まずもって個々人の労働意欲を育むような政策が要請されるとともに、労働時間の選択に関わらず、帰結的な生活保障が要請されるであろう。

7. 公正な保障（個人間再分配）システム¹⁰の構想

- 1) 教育保障・就労保障システム。【例】「就労活動」(work activities)：公的補助なしの民間雇用、公的補助を伴う民間雇用、公的補助を伴う公的セクターの雇用、就労経験 (work experience)、職業研修 (on-the-job training)、職探し活動 (6週間、高失業地域は2週間)、コミュニティサービス、職業教育 (20ヶ月内)、コミュニティサービスに参加する片親へのチャイルドケアサービスの提供など。「就労プログラム」：1) 速攻的な就業促進プログラム、2) 職業体験を広く積ませるプログラム、3) 再教育・訓練を重視するプログラム、4) 福祉受給者の行動様式を改善するプログラム。(アメリカで1996年8月に定められた「個人責任・就労機会法案 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」の記載より) *選好の形成に関する再教育の機会をも含む
- 2) 要因選別的保障システム：偶然的要因に起因する帰結の不足を社会的に保障するシステム (ex.アメリカのSSI：所得と資産がある水準以下であること、かつ、高齢者、視覚障害者あるいはその他の障害者のいずれかのカテゴリーに属することを資格要件とする)。
- 3) 最小限の生活保障システム：環境的条件 (生産技術、人々の能力プロフィール)、人々の主体的条件 (就労-余暇時間の選択) と社会的に決定された公正基準のもと

¹⁰ 本節の「公正な保障 (再分配) システム」の基本的構想は、Suzumura, K (1999), Suzumura, K. and R., Gotoh(1999)によって提出された「社会保障サブシステム」に負うものである。

で、すべての人々に対して最小共通潜在能力が保障される。個々人の意思、能力の相違に関わらず、すべての人々が共通に必要とし（必要とすると社会的に合意され）、本人の多様な目的に基づく自律的な資源の振り分けが許容される達成可能な機能ベクトルの上限が保障される。

- 4) 行為主体的自由の保証システム：所与の環境、公正な資源配分ルールのもとで、目的・価値・選好の主体的形成・改訂の自由、労働時間の選択の自由と労働時間の選択を通して自己の潜在能力を変化させる自由を妨げない。
- 5) 公正な個人間再分配システムの社会的決定手続きへの参加の自由

7. 結びに代えて——今後の課題

1. 3つの問い

本稿の目的は、センの潜在能力理論を現実の福祉政策へ適用することを目指して、潜在能力概念を操作的に定式化すること、そのための方法的枠組み解明することにあった。本稿をまとめるにあたって、考慮すべき基本的問題を確認しよう。第一の問題は、個々人は行為主体的に熟慮し、決断し、選択し、責任主体的に選択の帰結やリスクを引き受けているとしたら、そのような個々人の営みに対して、社会はどのように関与・非関与すべきであるかという、「行為主体的自由」に関する問題である。第二は、個々人は多様な善の観念をもつ。そうだとしたら、人々に対して共通に保障すべき善（福祉）の内容をいかに定めたらよいかという、「善」に関する理論的問題である。第三は、個人間の移転をどの程度要請すべきか。個々人の資源への権利をどのように配分（再配分）すべきかという、公正に関する問題である。

これらの3つの問題の中で、本稿が考察しえた問題は、第一の問題と第三の問題である。すなわち、相互依存的関係のもとでの個々人の自律的選択を尊重しうるような資源配分ルールのクラスを特定化した。また、ある社会の経済的・社会的諸制約（人々の労働インセンティブを含む）に呼応しつつも、常に、ある公正基準がみたされるような方法で、保障すべき共通潜在能力の水準が決定されるようなメカニズムを考案した。

他方、第二の問題に関しては、上記のようなメカニズムが適切であるような機能の種類（自立的生活機能）とそうでないもの（教育機能・就労機能）とを二分し、自立的生活機能に関しては、 m 次元の空間という抽象的議論を設定するに留まった。現実の福祉政策への適用にあたって、機能空間をいかに特定化したらよいかという問題が残されている。

さらに、特定化された機能のリストを操作可能な尺度へと指標化する作業が残されている。また、機能空間の特定化は、保障方法あるいは保障水準の問題とも密接に関連している。すなわち、各々の機能は、どのような方法で保障されることを、また、どのような水準まで保障されることを要請するものであるか。これらの問題はいずれも今後の研究課題として設定される。最後に、今後の研究課題を簡単に列挙して結びに代えたい。

2. 課題

1) 保障内容（資源移転の目的）の決定：

- ・善：保障の対象とする善の種類（社会的・基本財・資源、主観的効用、あるいは機能）。保障の対象とする善のリストと尺度の決定（機能スペースの決定）。
- ・自由：保証する自由の内容（選択の自由の保障、達成の保障、あるいは機会の保障）。機会の保障の具体的範囲（物理的実行可能集合の中の1点か集合の境界か集合全体か）

2) 保障水準（資源移転の水準）の決定

- ①最小限水準を先験的に定め（移転される側の個人の権利を先行して定め）、それによって他の個人の権利を制約する方法。注：最小限水準は資源上、実行可能な範囲内で定められる。
- ②最小限水準の決め方（基準・公理）を定め、それらを満たすような方法で各々の権利を定める。例：所与の環境、制約条件（各々の労働インセンティブを含む）のもとで最も不遇な人々の境遇を最大限に改善する

とりわけ、大きな問題は、善のリストの決定方法と機会の保障範囲に関するものである。まず決定方法に関しては、次のような方法が考えられる。①各々の社会の各歴史的段階において人々によって共有されている善の抽出→各国間の比較、②普遍的な善の理論からの演繹、③関連する諸政策において実際に用いられている指標の検討、④善のリストに関する人々の個人的評価の集計に基づく社会的評価の形成→補論参照。

続いて、機会の保障範囲に関しては、次のように問題が設定される。ある資源が公的に扶助された場合、その資源の使い方に関してどの位の個人的裁量を容認すべきであるか。

本稿のモデルにおいては、 m 次元の機能空間上 (R_+^m) の境界を含む集合内の点をもって潜在能力と定義した。境界を含む集合内の点はすべて物理的に達成可能な機能ベクトルである。すなわち、所与の資源と利用能力のもとで、それらの使い方を変えることによって実現される機能ベクトルである。セン自身の発想は、各々の選択の実質的な機会を最

大限に保障することにあつた。上記の定義はそのようなセンの発想を表現したものである。ところが、現実の福祉政策においては、実質的な機会をどの程度保障すべきかは自明の問題ではない。例えば、機能種目の価値と達成水準に関して確固たる社会的評価が確立しているような、ある種の機能に関しては、達成そのものを目的とした保障がより望ましいと考えられるかもしれない。そこで、上記のような潜在能力の定義をもとに、社会的に保障すべき機会の保障範囲に関して次のような問題設定が可能となる。

m 次元の機能空間上 (\mathbb{R}_+^m) の境界を含む集合のどの部分に対して個人の自由な選択を容認するか。例えば、次のようなケースが考えられるであろう。①集合内のある点のみ：各機能種目の達成水準を政策的に指定する。指定された達成点以外を目的とする資源の利用を認めない。②特定の次元における境界線上の点のみ：幾つかの特定の機能種目以外の目的で資源を利用することを禁止する③すべての次元における境界上の点のみ：貯蓄、破棄、他者への贈与等によって境界以外の内点を実現することを排除する。④境界を含むすべての集合内の点を容認する。